

米の需給調整（転作）

1. 令和6年度産米の生産数量目標について

(1) 米の生産数量目標に相当する数値（作付できる量）の比較について

※ 基準単収：10aあたり

	令和6年度	令和5年度	比較増減
目標数量	7,496t	7,468t	28
換算面積	1,447ha	1,455ha	△8
基準単収	518kg	516kg	—

(2) 生産数量目標に相当する数値の面積換算値の配分率について

	令和6年度	令和5年度	比較増減
水田	57%	57%	—
陸田	28%	28%	—

畦畔率：1.8%

※台帳面積が1,000㎡以下の場合100%生産数量目標に相当する数値とする。また通知後の目標面積が1,000㎡以下になってしまう場合においては、最低1,000㎡は生産数量目標に相当する数値とする。

※有機栽培、特別栽培、直播栽培に取り組んでいる耕作地については、該当面積の最大10%を生産数量目標に相当する数値として加算する。（条件等有り）

※新規開田については国の指導のとおり100%転作とする。

(3) 飼料用米・加工用米基準面積（1袋30kg当たり）について

57.92㎡（令和5年度：58.14㎡）

※「令和5年度水田等利用実施申告書」に記載されている通知面積をもって、生産数量目標に相当する数値に替えることとする。

2. 令和6年度補助金について

(1) ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）

米価等が下落した際に収入を補填

ア 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

※①規模要件なし ※②収入保険制度との併用は不可

イ 交付対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

ウ 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんする。

※国からの交付金は、積立金の3倍が上限。

(2) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農作物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を交付する。

ア 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ※規模要件はありません

イ 交付対象作物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

ウ 面積払（営農継続支払）

対象作物の当年産の作付面積に基づき支払う。

20,000円/10a（そばについては13,000円/10a）

エ 数量払

標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を単位数量当たりの単価で直接交付。また、品目・品質に応じて単価を設定する。

※面積払（営農継続支払）を受けた場合、その交付額を控除して支払う。

交付単価が消費税の課税事業者向けと免税事業者向けで単価を設定。

免税事業者は申請時に前々年（令和4年）の確定申告書（写し）及び収支

内訳書等の提出が必要。確認できない場合は、課税事業者の単価を適用。

麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級・ランク)		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (60 kg) ※パン・中華麺用	課税事業者向け	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
小麦 (60 kg)	課税事業者向け	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100
二条大麦 (50 kg)	課税事業者向け	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (50 kg)	課税事業者向け	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)		1等	2等	3等
普通大豆	課税事業者向け	10,360	9,670	8,990
	免税事業者向け	10,770	10,080	9,400
特定加工用大豆	課税事業者向け	8,310		
	免税事業者向け	8,720		

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)		1等	2等
そば	課税事業者向け	17,180	15,070
	免税事業者向け	18,010	15,900

(3) 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

※交付対象面積は実面積から畦畔を除いた面積（畦畔率1.8%：農水省統計部の公表値）

ア 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家、集落営農

※米の生産数量目標に相当する数値の達成に関わらず交付

イ 支援内容

a 戦略作物助成

対象作物	交付単価（10a当）
麦、大豆、飼料作物	35,000円
WCS用稲	80,000円
加工用米	20,000円
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円

※飼料用米については、令和6年産から一般品種の場合、支援内容の変更有
また、令和5年産からふるい下米を除いた収量で報告することに変更（地域の
ふるい下の発生率で計算可）

b 産地交付金（国設定分）

水田収益力強化ビジョンに基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくり
に向けた取組を支援する。

国から配分される資金枠の範囲で、都道府県や地域再生協議会が助成内容
（交付対象作物・取組・単価等）を設定する。

また、地域の取り組みに応じた追加配分（表1）を行う。

（表1）

対象作物	取組内容	交付単価（10a当）
新市場開拓用米の 複数年契約	3年以上の複数年の販売契約を実需者と締 結した取組に対して配分	10,000円
そば なたね	作付の取り組み ※基幹作のみ	20,000円
新市場開拓用米	作付の取り組み ※基幹作のみ	20,000円
地力増進作物	作付の取り組み ※基幹作のみ	20,000円

c 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5,000円/10a）を支援。

d コメ新市場開拓等促進事業

産地単位でまとまって、実需者との連携の下、対象作物（新市場開拓用米等）の低コスト生産に取り組もうとする地域農業再生協議会が「産地・実需協働プラン」を策定。

プラン内容（低コスト生産の取組や対象作物の拡大割合等）に応じてポイント付けを行い、予算枠の範囲内で助成対象となる協議会を決定。当該協議会のプランに位置づけられた農業者の取組面積に応じて支援。

e 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援。（当協議会の基準は、農地間が300m以内で接している、且つ3ha以上の団地化を形成すること。）

(ア) 畑地化支援

(高収益作物) : 14.0万円/10a)

(畑作物(高収益作物以外) : 14.0万円/10a)

(イ) 定着促進支援 アの畑地化支援とセット

(ロ)

(a) 高収益作物 (2万円/10a×5年間)

加工・業務用野菜等の場合 (3万円/10a×5年間)

(b) 畑作物(高収益作物以外) (2万円/10a×5年間)

(ウ) 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に関係者間の調整や土地改良区の地区除外決裁金を支援。1協議会当たり上限300万円

(エ) 子実用とうもろこし支援

子実用とうもろこしの作付面積に応じて10,000円/10aを支援する。

f 産地交付金（県設定分）

(ア) 新規需要米生産性向上等の取組への加算

新規需要米の作付に当たって、コスト低減や作業の効率化等の取組を1つ以上取り組めば、加算対象とする。ただし、1つの場合は、2,000円/10a以内、2つの場合は、5,000円/10a以内を面積に応じて配分する。

※取組条件は別紙のとおり

(イ) 加工用米の複数年契約の取組への加算

加工用米の作付に当たって、3年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して、その面積に応じて6,000円/10a以内を配分する。

(ウ) 園芸作物拡大加算

昨年度よりも、水田における園芸作物の面積が拡大した担い手に対して、拡大面積に応じて25,000円以内/10aを配分する。

※昨年度よりも、主食米の面積が減少することが条件

※新規借入水田での品目転換（前年度水稻を作付けしていない交付対象水田）も特例とし、加算の対象。

(エ) 米粉用米の複数年契約取組への支援

米粉用米の作付に当たって、3年以上の複数年の販売契約を締結した農業者に対して、その面積に応じて3,000円/10aを配分する。

※交付金については予算の範囲内とし、超えた場合には単価調整があり得ます。

g 産地交付金（市設定分）

(ア) 土地利用集積加算

対象作物を各品目おおむね1ha、合計4ha以上作付をした場合、その作付面積に応じて、助成をする。

対象作物	助成額
麦・大豆	7,200円/10a
そば	7,200円/10a

(イ) 常陸秋そば生産性向上等の取組

常陸秋そばの生産性向上・品質向上を図るため、生産性向上等の取組を行い作付をした場合、その面積に応じて3, 200円/10aを助成する。

(ウ) 新規需要米団地形成加算

県で定めた新規需要米推進地区において対象作物を作付した場合、その面積に応じて5, 000円/10aを助成する。

(エ) 二毛作助成（大豆・そば）

主食用米と対象作物、戦略作物と対象作物または対象作物同士の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付する対象作物の面積に応じて7, 000円/10aを助成する。

(オ) 高収益作物助成（基幹作物）

水田において、販売目的の作物その他の特産作物を作付する農業者に対し、その面積に応じて助成をする。

※同年度に水稻を作付した場合は、対象外。

対象作物		助成額
果樹全般		7, 700円/10a
野菜	きのこと類、ハーブ類を含む野菜全般	7, 700円/10a
	れんこん、せり、クレソン	6, 000円/10a
鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む花き・花木全般		7, 700円/10a
その他作物	小豆、落花生、いんげん、その他豆類	7, 700円/10a
	茶、たばこ	7, 700円/10a
	芝	7, 700円/10a

(カ) 新市場開拓用米加算

輸出用米を作付する取組みに対し、その面積に応じて9, 000円/10aを助成する。

(キ) 加工用米生産性向上等の取組への加算

加工用米の作付に当たって、コスト低減や作業の効率化等の取組について、その面積に応じて5, 500円/10aを助成する。

※交付金については予算の範囲内とし、超えた場合には単価調整があり得ます。

(4) 市補助金

(ア) 水稻箱苗（病虫害）防除用薬剤購入費の一部助成

市内の販売店から水稻箱苗防除用薬剤を購入した稲作農家に薬剤購入額の50%以内（10a当たり1,000円が上限）を助成する。

※飼料用米は対象外。

(イ) 空中散布事業（水稻病虫害防除）の一部助成

水稻病虫害防除のため、空中散布を実施した稲作農家又は団体に薬剤購入額の50%以内（10a当たり450円が上限）を助成する。

※ただし、市補助金について市税の滞納がないことを要件とし、予算額を超えた場合は、上記補助金の単価を調整する。

3. その他

- (1) 水田活用直接支払交付金の交付対象水田について
交付対象水田の現行ルール
前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く
- ア 現況において非農地に転用された土地
 - イ 3年連続して作物の作付が行われていない農地
 - ウ 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付が困難な農地として、次に該当するもの
 - a たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - b 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

※令和4年より追加

【5年間に一度も水張り（水稲作付）が行われていない農地は交付対象外】

- ア 水張りは、水稲作付により確認することを基本とするが、以下の2つに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
 - a 湛水管理を1カ月以上行う
 - b 連作障害による収量低下が発生していない。

●除外しない例

災害復旧、基盤整備に関連する事業が実施されている場合

(2) 飼料用米申請項目の変更及び一般品種への支援について

- ア 飼料用米申請項目の変更について
現在：ふるい下米を含めて申請可能
今後：ふるい上米により申請又は地域のふるい下米の発生率を差引いて申請

令和6年度以降の飼料用米（一般品種）への支援について

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	数量に応じて 5.5～9.5万円/10a (標準単価7.5万円/10a) or 単価7.5万円/10a	数量に応じて 5.5～8.5万円/10a (標準単価7.0万円/10a) or 単価7.0万円/10a	数量に応じて 5.5～7.5万円/10a (標準単価6.5万円/10a) or 単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

イ 栽培可能な多収品種（茨城県）

べこごのみ、いわいだわら、ふくひびき、べこあおば、夢あおば、
 亜細亜のかおり、オオナリ、もちだわら、モミロマン、ホシアオバ、
 みなちから、北陸193号、クサホナミ、ふくのこ、笑みたわわ、
 月の光、ちほみのり、あきだわら（特認品種）